

第三十七回国会
衆議院
法務委員会
議 録
第二号

昭和三十三年十二月十四日(水曜日)

午前十一時五十六分開議

出席委員

委員長 池田 清志君

理事 田中伊三次君 理事 林 博君

理事 牧野 寛素君 理事 山口六郎次君

井村 重雄君 上村千一郎君

岸本 義廣君 小島 徹三君

橋本 渡君 山村新治郎君

田原 春次君 坪野 米男君

三宅 正一君 志賀 義雄君

出席政府委員 古川 丈吉君

検
(大臣官房司法
法制調査部長)
津田 實君

委員外の出席者

最高裁判所事務
総局事務次長 内藤 順博君

専 門 員 小木 貞一君

十二月十三日

委員宇野宗佑君辭任につき、その補
欠として山口好一君が議長の指名で
委員に選任された。

十二月十四日

裁判官の報酬等に関する法律の一部
を改正する法律案(内閣提出第一〇
号)

検察官の俸給等に関する法律の一部
を改正する法律案(内閣提出第一一
号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

裁判官の報酬等に関する法律の一部
を改正する法律案(内閣提出第一〇
号)

検察官の俸給等に関する法律の一部

を改正する法律案(内閣提出第一一
号)

○池田委員長 これより会議を開きま
す。

この際、国会法第七十二条の規定に
よる最高裁判所の長官またはその指定
する代理者の、出席説明に関する件に
ついてお諮りいたします。

今会期中におきまして、本委員会の
審査または調査に関し、最高裁判所の
長官またはその指定する代理者から、
出席説明の要求がありましたとき、そ
の承認に関する決定につきましては、
その取り扱いを委員長に御一任願いた
す。

いと存じますが、これに御異議ござい
ませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○池田委員長 御異議なしと認めま
す。よって、そのように決しました。

○池田委員長 これより裁判官の報酬
等に関する法律の一部を改正する法律
案及び検察官の俸給等に関する法律の
一部を改正する法律案の両案を一括議
題とし、まず提案理由の説明を聴取す
ることにいたします。古川法務政務次
官。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律

第十五条中「八万三千九百円」を「十万八千二百円」に、「五万三千五百円又は四万六千六百円」を「七万五千円又は六万一千二百円」に、「七万六千六百円又は六万五千五百円」を「九万三千二百円又は八万七千円」に改める。

別表を次のように改める。

別表

区 分	報 酬 月 額
最 高 裁 判 所 長 官	二五〇、〇〇〇円
最 高 裁 判 所 判 事	一八〇、〇〇〇円
東 京 高 等 裁 判 所 長 官	一五〇、〇〇〇円
そ の 他 の 高 等 裁 判 所 長 官	一四〇、〇〇〇円
一 号	一〇五、五〇〇円
二 号	一〇二、六〇〇円

判 事 補								判 事				
八	七	六	五	四	三	二	一	七	六	五	四	三
号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号
二四、四〇〇円	三〇、〇〇〇円	三三、二〇〇円	三五、六〇〇円	三八、八〇〇円	四三、二〇〇円	四八、一〇〇円	五四、五〇〇円	七三、六〇〇円	八〇、八〇〇円	八七、〇〇〇円	九三、二〇〇円	九九、三〇〇円

簡易裁判所判事

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十五年十月一日から適用する。

2 裁判官が昭和三十五年十月一日以後の分としてすでに支給を受けた報酬その他の給与は、この法律による改正後の裁判官の報酬等に関する法律の規定による報酬その他の給与の内払とみなす。

一般の政府職員の給与改定に伴い裁判官の給与を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律

檢察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。
 第九条中「五万三千五百円又は四万六千六百円」を「七万五千円又は六万一千二百円」に改める。
 別表を次のように改める。

別表		区 分	俸 給 月 額
検 事 総 長	一八〇、〇〇〇円		
次 長 検 事	一三〇、〇〇〇円		
東京高等検察庁検事長	一四〇、〇〇〇円		
その他の検事長	一三〇、〇〇〇円		
一 号	一〇五、五〇〇円		
二 号	一〇二、六〇〇円		
三 号	九九、三〇〇円		
四 号	九三、二〇〇円		
五 号	八七、〇〇〇円		
六 号	八〇、八〇〇円		
七 号	七三、六〇〇円		
八 号	七〇、五〇〇円		
九 号	六一、二〇〇円		
十 号	五四、五〇〇円		
十一 号	四八、一〇〇円		
十二 号	四三、二〇〇円		
十三 号	三八、八〇〇円		
十四 号	三五、六〇〇円		
十五 号	三三、二〇〇円		
十六 号	三〇、〇〇〇円		
十七 号	二四、四〇〇円		
十八 号	二三、一〇〇円		
十九 号	二〇、五〇〇円		
一 号	五四、五〇〇円		
二 号	四八、一〇〇円		

副 検 事

三	号	四三、二〇〇円
四	号	三八、八〇〇円
五	号	三五、六〇〇円
六	号	三三、二〇〇円
七	号	三〇、〇〇〇円
八	号	二四、四〇〇円
九	号	二三、一〇〇円
十	号	二〇、五〇〇円

附 則

十一	号	一九、二〇〇円
十二	号	一八、一〇〇円

- この法律は、公布の日から施行し、昭和三十五年十月一日から適用する。
- 検察官が昭和三十五年十月一日以後の分としてすでに支給を受けた俸給その他の給与は、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

理 由

一般の政府職員の給与改定に伴い検察官の給与を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○古川政府委員 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案について、その趣旨を便宜一括して説明いたします。

政府は、人事院勧告の趣旨にかんがみ、一般の政府職員の給与を改善する必要を認め、今国会に一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を提出いたしましたことは、御承知の通りであります。そこで、裁判官及び検察官につきましても、一般の政府職員の例に準じて、その給与を改善する措置を講ずるため、この両法律案を提出した次第であります。

この両法律案は、右の趣旨に従い、裁判官の報酬等に関する法律の別表及び第十五条に定める裁判官の報酬並びに検察官の俸給等に関する法律の別表及び第九条に定める検察官の俸給の各月額を増加しようとするものでありまして、改正後の裁判官の報酬及び検察官の俸給の各月額を現行のそれと比較いたしますと、その増加比率は、一般

の政府職員についてのこれらに対応する各俸給月額の増加比率と同様となっております。

なお、両法律案の附則におきましては、一般の政府職員の場合と同様、この報酬及び俸給の月額の改定を本年十月一日にさかのぼって適用すること等必要な措置を定めております。

以上が裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいますよう、お願いいたします。

○池田委員長 以上で両案に対する提案理由の説明は終わりました。

次会は公報をもってお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

正午散会

昭和三十五年十二月十六日印刷

昭和三十五年十二月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局